

ふるさと納税返礼品における表示及び産地誤りについて（お詫び）

平素より、飯豊町のふるさと納税に対し、格別のご支援とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本町のふるさと納税返礼品としてお届けしたお米の一部において、表示及び産地に誤りがある返礼品が寄附者の皆様に送付される事案が発生しました。

寄附者の皆様をはじめ、関係するすべての皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

本件は、返礼品提供事業者における表示管理及び製造工程上の確認不足に加え、本町及びふるさと納税事務支援業務委託先における返礼品表示等の確認が不十分であったことが重なり発生したものです。

本町では、当該事案が判明した直後から、ふるさと納税事務支援業務委託先を通じて返礼品提供事業者に対して配送停止及び全件自主回収を指示するとともに、寄附者の皆様へお詫びと回収のお願いを行い、正規の返礼品の再送対応を進めております。

しかしながら、本事案はこれまで寄附者の皆様との間で築いてきた信頼関係を揺るがしかねない重大な事案であり、町として重く受け止めております。

本町といたしましては、当該事業者に対して厳正に対処するとともに、返礼品の管理体制の見直し、現物確認の徹底、事業者への研修強化など、再発防止策を着実に実行し、全国の寄附者の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

今後とも、飯豊町への変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和7年12月25日

飯豊町長 嵐 正人

ふるさと納税返礼品における表示及び産地誤りについて

1. 対象返礼品

- ・令和7年産 飯豊の幸 山形県ブランド米 銘柄お任せセット 『はえぬき』『雪若丸』『つや姫』『ひとめぼれ』精米

2. 誤発送した件数、寄附金額

- ・1908件 (47,388,000円)

3. 表示及び産地誤りの内容

- ・パッケージ裏面の原料玄米表示に「複数原料米」と誤表示されていた。
- ・内容物が山形県産米の単一原料米（令和7年産）ではなく熊本県産米の複数原料米（令和7年産）であった。

4. 表示及び産地誤りが発生した経緯

①表示誤りについて

ふるさと納税事務支援業務委託先及び当該返礼品提供事業者は、当該返礼品を複数原料米での出荷を予定していたものの、原料玄米を生産している町内農家から単一原料米での出荷予約が多かったことから、単一原料米での当該返礼品の提供を決定しました。

しかしながら、当該返礼品提供事業者は複数原料米の表示内容で袋を作成しており、当該返礼品を発送する時点で単一原料米と記載されたシールを貼付して発送することで調整していたものの、当該返礼品提供事業者内の連絡調整不足によりシールを貼付する工程が行われておりませんでした。

返礼品提供事業者だけでなく、町及びふるさと納税事務支援業務委託先の表示等の確認不足も重なり、寄附者に対し表示誤りの当該返礼品が発送されました。

②産地誤りについて

当該返礼品提供事業者は、山形県産米の単一原料米（令和7年産）を当該返礼品出荷前の10月上旬から確保していたものの、事務担当者（当該返礼品提供事業者）の確認不足により精米を開始する時点では倉庫内に到着していませんでした。

当該返礼品の製造工程は、事務担当者（当該返礼品提供事業者）が作成する発注書とともに精米、袋詰め、発送と作業が進められる予定でした。

当該返礼品提供事業者内では山形県飯豊町の当該返礼品を扱うことを社内で周知及び指示していたものの、発注書には袋表面のデザインや裏面の原料表示は明示されておらず、現場では「他の商品」と誤認し、熊本県産米の複数原料米（令和7年産）の精米、袋詰めが行われ、寄附者に対し産地誤りの当該返礼品が発送される事態に至りました。

当該返礼品提供事業者は、山形県飯豊町のふるさと納税返礼品を扱う前から、ふるさと納税事務支援業務委託先が支援している熊本県内の自治体のふるさと納税返礼品を取り扱っていたため、このような誤認が生じたものです。

なお、12月2日に実地調査を行い、当該返礼品提供事業者が自主回収後に寄附者に再送した当該返礼品は山形県産米の単一原料米（令和7年産）であることを確認しました。

5. 今後の対応について

当該返礼品の表示及び産地誤りによる誤発送を受け、町は直ちにふるさと納税事務支援業務委託先に対し、配送停止及び全件自主回収の対応指示を行いました。寄附者へお詫びと回収依頼を通知したうえで、正規の当該返礼品の再送を指示しました。

しかしながら、本事案はこれまで築いてきた寄附者との信頼関係を揺るがしかねない重大な内容であると認識しております。あわせて、今回の件により損なわれた全国の寄附者の皆様からの信頼を回復するため、下記の取組を進めてまいります。

【寄附者の皆様への信頼回復に向けた取組】

- (1) 当該返礼品を受け取った可能性のある寄附者様全てに対し、メールまたは文書で本事案発生の経緯説明を行うなどの対応を継続します。
- (2) 当該返礼品を送付してしまった寄附者様全てに対し、速やかに正規の当該返礼品を送付します。

【再発防止に向けた取組】

- (1) 当該返礼品については、寄附者に不安を与える返礼品提供事業者の重大な過誤があったと認められることから、寄附募集は再開しません。
- (2) 町ではふるさと納税事務支援業務委託先との連携を強化し、返礼品の管理を厳格化し、寄附を募集する前に必ず返礼品の現物確認を行います。また新規返礼品の登録時だけでなく、運用開始後も定期的な書類・現物確認等の必要な措置を講じます。
- (3) ふるさと納税の適切な運用や食品表示法・在庫管理の基礎研修など、ふるさと納税に関わるすべての関係者を対象にこれまで以上に研修や会議を実施し、町、ふるさと納税事務支援業務委託先、返礼品提供事業者の理解を深めます。

【本件に対する問い合わせ先】

飯豊町役場
商工観光課 産業連携室
TEL:0238-87-0569（直通）